

別記様式

議 事 録

会議の名称	令和2年度第5回岩倉市高齢者保健福祉計画等推進委員会
開催日時	令和2年12月23日(水)14時から15時30分まで
開催場所	岩倉市生涯学習センター 研修室1
出席者 (欠席委員・説明者)	野口委員長、河村副委員長、伊藤委員、鈴木委員、塚本委員、中村委員、柴田委員、幾田委員、宮田委員 欠席委員：彦田委員、日比野委員、小川委員、山田委員 説明者：健康福祉部長、長寿介護課長、介護保険グループ長、同担当、長寿福祉グループ長、同担当、株式会社エディケーション
会議の議題	(1) 第8期計画の素案について (2) 第8期介護保険料について (3) パブリックコメントの実施について (4) ひとり暮らし老人等生活支援型給食サービス事業の見直しについて
議事録の作成方法	<input checked="" type="checkbox"/> 要点筆記 <input type="checkbox"/> 全文記録 <input type="checkbox"/> その他
記載内容の確認方法	<input checked="" type="checkbox"/> 会議の委員長の確認を得ている <input type="checkbox"/> 出席した委員全員の確認を得ている <input type="checkbox"/> その他()
会議に提出された資料の名称	・第8期岩倉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画(案) ・第4回推進委員会後の委員からの意見について(資料1) ・第8期介護保険料について(資料2) ・ひとり暮らし老人等生活支援型給食サービス事業の見直しについて(資料3)
公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開
傍聴者数	0人
その他の事項	

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

1 あいさつ

委員長：こんにちは。今日は少し暖かいですが、だいぶ寒くなりました。今日は議事が4つあり、承認事項が大事な事項なので、ゆっくりご説明していただきます。お手元にお送りされた冊子と今の冊子と2通りありますが、送られたもので目を通していただいていると思いますので、見比べながら、どこをどのように変えたかも含め、ご説明いただきたいと思います。

2 議事

議題（1）第8期計画の素案について

資料1に基づき事務局より説明

委員長：これまでにいただいたご意見をどのように計画に反映するかということで、資料1を配付させていただきました。ただ、具体的に書き込めるものもあれば、全部が全部網羅しきれてはいないかもしれませんが、ご承知いただきたいと思います。まだ少し修正の期間がありますので、ここおかしいよ、ということはまた順次いただくということで、ここまでいただいたご意見についてはこのように処理しましたよ、ということよろしいでしょうか。お願いいたします。

第8期岩倉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（案）に基づき事務局より説明

委員長：37頁について、図を描くというのはなかなか難しいのですが、地域共生社会というのは国の考えで出てきています。私たちにしましても、超高齢社会をどうやって乗り切っていくかというときに、ひとつの方向性であるだろうということをずっと議論してきました。岩倉の場合には、もうひとつ地域福祉計画というのがあり、なかなか難しいのですが、作成し、進行してきています。そういう意味では、地域福祉計画との連携も含めて、いわくら版地域包括ケアという名称、取組をつくっていきましょうということです。

なかなかどのようなイメージかは難しいのですが、これを構想しながら、ずっと高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画をやってきました。それをこのような形で入れて、示してみようということです。

前回は「断らない」という言葉を使わせていただいたのですが、今までは断ってきたのか、ということも含めて、「総合相談支援」という形で「総合的・包括的な切れ目のない支援体制の整備」という表現をして、まず総合相談支援の受け皿をつくって、それを基盤にしながら地域包括ケアの仕組みをつくっていく。いわくらあんしんねっと、いわくら福祉市民会議を横に置き、受け皿をきちんとつくりながら、地域包括ケアをつくっていくという意味では、これがいわくら版になると思っています。

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画ですが、地域福祉計画と連動しながら地域共生社会をつくっていく。総合相談支援の仕組みをどうつくっていくのかということが、地域福祉計画でも必要であり、この計画の中でも必要です。今度はスタートしてから運用いただければと思いますが、とにかくここで位置づけようということです。いろいろ絵を描い

てみましたがこんな感じかと思えます。国がやっている医療、介護、住まい、生活支援・介護予防という4つをうまく実現していくための仕組みです。よろしいでしょうか。

それと、93～95頁に目標3が入っていなかったのを、このような形で位置づけていき、7.5%以下というのは厳しいかもしれませんが、今のところ実現している数字なので、それを維持していくという形です。

主な修正点はこれでよろしいですか。

事務局：はい。

委員長：それでは、第8期計画の素案としてご承認いただきたいと思うのですが、ここが違うのではないかと、ここがおかしいのではないかとというところはありますか。ただ、ここからの修正は十分可能ですし、パブリックコメントも含めて最終的には2月にご議論いただくことになると思えます。今の段階でありますか。

事務局：一部文章に誤りがございました。94頁に「アウトプット指標は第7期と同様の項目とします」とありますが、下の表を見ていただくと「シルバーリハビリ体操指導士数」の項目が増えていますので、ここは若干表現を変えさせていただきたいと思えます。

委員長：多少整合性を付けなければいけない部分はまだ残っているということです。十分皆さんのご意見を伺ったうえで、文章の最終的なチェック等は私と事務局の間でさせていただくことになると思えます。まず、ここまではよろしいでしょうか。現行の素案をご承認いただくということによろしいですか。

(異議なし)

ありがとうございます。それでは、第8期の介護保険料について事務局よりお願いします。

議題（2）第8期介護保険料について

資料2に基づき事務局より説明

委員長：皆さんのお手元の冊子の121頁以降に、保険料の決め方が記載されています。まず1点目として123頁ですが、介護保険の財源の仕組みというのは、公費半分、被保険者半分というのがおおよその目安です。被保険者は、40歳以上の方が負担するのが27%、65歳以上の方が負担するのは23%です。今、保険料を決めていただいているのは、65歳以上の方の分になります。

先ほどもあったように保険料を決める場合には、介護報酬と違って、要するにいくらサービスにかかるかということを経算して行って、前回とどれくらいの差があるかという話で、今、国が示してきたのが、0.7%増です。0.7%増だとすると、この保険料の基準額にまず反映をします。これより若干上がるというのはそういう意味です。7期よりも若干上がる。もうひとつは、今、段階をご説明いただいたのですが、11段階から13段階にするというのは、非常にざっくりばらんに考え方を言うと、この8期の岩倉の介護保険の保険サービスは7期とそれほど大きく変えていない。だから、施設をつくるのか、サービスをたくさん提供するとかではなく、ほぼ7期のサービスの水準でいく。8期はそれでいけるだろうという目算の中でこの計算が成り立っています。だとすると、ある意味、我々、皆さん、サービスを利用する側、あるいは保険料を負担する側としては、サービスの量は増

えていないにも関わらず、保険料だけ上げるわけにはいかない。ただ、人件費等々のことを考えると本当は上げたいところだけど、あげられない。これから先のことを考えると、なるべく5,000円を超えないところで調整したいというのが趣旨です。それで作業をしていくと、やはり高額所得者の方には若干負担を多くしていただき、低所得者の方はなるべく上がらないようにカバーをするといった結果の表れです。なおかつ、少しややこしいのですが、準備基金というのがあって、3年間に貯まった貯金のようなものをどれくらい投入して、介護保険を動かしていくかといったときに、それはほぼ投入しながら運営していく。あまり貯金をしない。あまり貯金ができるような状況ではない。だから、もうちょっと介護保険料を上げてもいいよ、となったら、そこのところはゆとりをもってできるのですが、5,000円くらいのところで運営し、皆さんに納得していただくという運営の仕方をしてきていますし、今回もその流れで提案をさせていただいています。ただ、0.7%だと5,000円をちょっと出るかもしれないです。昨日実は、豊田も同じような会議をやっていたのですが、豊田は5,600円くらいです。名古屋は聞いていますか。名古屋は今すでに6,000円を超えています。もしわかるようであれば。岩倉はこのような規模ですし、皆さんの努力の中で、介護保険の持続可能性を追求しながらやっていきます。

事務局：名古屋は最新ではないですが、6,700円くらいです。

委員長：もしかすると、7,000円になってしまうかという話もあります。近隣ではこのような動きをしています。それぞれの自治体によって、第1号被保険者の介護保険料の負担というのは違います。岩倉はなんとかここで踏ん張りながら、皆さんの努力、支え合いで、持続可能性を追求してきているとご理解いただければと思います。ただ、高額所得の方には基準額が2倍になってしまいましたが、そこはご理解していただくということです。

委員：13段階になっていますが、他市町村もこのようになっているのですか。

事務局：今の7期の状況ですが、愛知県内で11段階、12段階まで分かれているところは多いです。また、1,000万以上とか1,500万円以上とか、岩倉よりも高い括りにしている自治体は半数以上あります。

事務局：計画書本体の方で、若干記載漏れ、また今後修正する予定だったところで、126頁の表の下に「※（ ）内の乗率及び金額は、消費税を財源とした別枠公費負担による低所得者への負担軽減策が実施された額です。」とありますが、表の中に（ ）の金額が載っていません。資料2には第1段階～第3段階に（ ）がありますが、そういったものが計画書本体に載ってきます。

委員長：資料2の表が、計画書に載るのですね。

事務局：126頁の方に「※（ ）内の…」とあるのですが、実際は（ ）がないので、また修正をかけさせていただきます。126頁の第1段階が（0.3）、第2段階が（0.5）、第3段階が（0.7）になりまして、29,800円が（17,900円）、37,600円が（29,800円）、44,700円が（41,700円）という形になってきますので、よろしくお願ひします。

委員長：資料2が「取り扱い注意」となっていますが、どの程度の取り扱いですか。

事務局：この数値ですが、皆さんから市民の方に数字がいつていまい、まだ決定していないのに、そうだと思込まれてしまうといけないので、今の段階ではこの数値は皆さんだけが取り扱うようにしていただきたいです。今の保険料基準額の案が4,976円とあるのです

が、この後、介護報酬を反映させて少し変わってきますので、この段階で他の市民の方に話がいった、それだと思いついてしまつてはいけないので、今の段階の数字ということでご了承いただきたいです。

委員長：パブリックコメントはこの冊子が載るわけですから、この数字はどういう形で載りますか。この形で載りますか。

事務局：この計画書の案がそのままパブリックコメントという形になってくると、当然 126 頁が入ってきますので、パブリックコメントで案を見た方の目には触れてくることになるのですが、「変更になる可能性があります」という旨を記載した上で載せていきます。パブリックコメントは 28 日からです。

委員長：一応、28 日までは取り扱い注意ということですね。なおかつ、4,976 円という数字は現行の状況でつくっているもので、介護報酬の改定によって、若干上乘せされることがあるということを明記してパブリックコメントに載せるということですね。まず、この岩倉の介護保険料の決め方は、8 期についていえば、現状のサービスでなんとか 3 年間乗り切りながら、持続可能性をとにかくできるようにするというので、負担をなるべく少なくしながら、お願いしていくということでもよろしいですか。ずっとニーズ調査をしてきた状況でいえば、今の段階でそれこそパンデミックが起こるような状況ではないという判断の中で作業してきました。これは本当に天秤です。国は半分しか出さないですから、サービスをたくさんつくろうとすると当然、我々の介護保険料に跳ね返ってきます。

委員：介護報酬が改定されてこの金額でしょうか。

委員長：されていない。これからです。これより上がることはあります。ただ、そう大きく上がることはないです。下がることはないです。

事務局：0.7%の引き上げなので、下がることはないです。

委員長：下げようとする、岩倉のサービスを下げることになります。

事務局：介護報酬もすべての項目が 0.7%の引き上げではなくて、幅がありますので、平均すると 0.7%ということですが、だから、どのサービスがどの程度の量を使うか細かくシステム上で計算し直すことになります。引き上げ率が 0.7%ということですが、それ以上のものもあればそれ以下のものもあります。細かく見ていかないとわからないです。今回はコロナ対策で事業所が消毒液を買ったりとか、いろいろな対策を講じていますので、この 0.7%のうちの 0.05%はコロナ対策を反映して引き上げるということですが。

委員長：数字とにらめっこしていても、根本の考え方としては、要するに第 7 期を踏襲した形で第 8 期を計画する。ですので、大きなサービスの増減はありません。増減がない状態で、変な言い方をすると、持つものには負担をしてもらい、持たざるものに分ける。そういう意味での共生です。それをさせていただくという考え方で 11 段階から 13 段階にするということですが、ご承認いただけますでしょうか。最終的に 2 月にもう 1 度議論します。よろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長：この考え方で、0.7%引き上げということで、さらに精査していただきます。

委員：新型コロナウイルスの感染症対策というのがこの中に入らないです。他の計画だと、なんらかの形で出ているのですが。

委員長：要は、この計画の中で、コロナをはじめとする感染症についてももう少しいろいろなところで書いた方が良いのでは、ということですね。

事務局：61 頁の「安全・安心のまちづくりの推進」のところに、国の方からも災害だったり感染症対策に係る体制整備についての指針が出ていますので、それに基づいて記載しています。

委員長：保険料の中に入れるのはなかなか不透明なので難しいです。介護保険料についての議題についてはよろしいでしょうか。

議題（3）パブリックコメントの実施について

事務局：パブリックコメントの実施について、ご説明いたします。パブリックコメントを令和 2 年 12 月 28 日（月）～令和 3 年 1 月 27 日（水）まで実施したいと思います。計画案の公表方法ですが、市役所 1 階の長寿介護課と情報サロン、多世代交流センターさくらの家に計画案を置きます。あとは、市のホームページで掲載します。意見を提出できる人としまして、市内に在住、在勤、在学する人、市内で事業や活動を行う個人または団体となります。意見の提出方法ですが、1 つめは長寿介護課へ直接持ち込んでいただく、2 つめは郵送していただく、3 つめは F A X、4 つめは市のホームページに投稿フォームがございますので、そちらで投稿していただくこととなります。いただいた意見ですが、個別に回答するわけではなく、後日まとめて市のホームページにいただいた意見と市の考え方を掲載させていただきます。また、パブリックコメントの実施につきましては、広報 1 月号に掲載しております。

委員長：これは今までのパブリックコメントの通りですね。かなり膨大なものなので読んでいただくのも大変ですが、見ていただきながら、特に介護保険料は注意して、0.7%の解説をしておいた方がいいですね。この金額ではない、ということ。

議題（4）ひとり暮らし老人等生活支援型給食サービス事業の見直しについて

資料 3 に基づき事務局より説明

委員長：今ご説明いただきましたが、いかがでしょうか。これは承認事項ではなく、報告事項で、まだ協議の段階ですので、ご意見をたくさんいただいた方が良いでしょう。

委員：申し込みは従来通り、長寿介護課で申し込みますか。

事務局：そうです。

委員長：利用者のアセスメントは誰がやりますか。

事務局：市と包括です。

委員長：そこで入ることは入るのですね。その利用者の方がどのような形で必要なのかのアセスメントは包括がやる。そこは書いておいた方が良いでしょう。誰がやるのかということによってずいぶん違うと思います。

委員長：お金の話になるのですが、340 円から 300 円になるのは、何か根拠がありますか。

事務局：近隣市町と比較しますと、岩倉市の助成金額が高くなっておりまして、大体 250 円前後が市の負担というところが多いです。1 食あたりの単価も岩倉市は 680 円ですが、他の市町ですと 580 円ですとか、事業所によって幅がありますので、市の負担が 300 円にな

ったとしても、580円ですと280円の本人負担ということで、決して値上げにはなりません。選ぶ事業所と食事の内容の選択肢を広げて、どちらにもメリットがあります。もう少し高いお食事を取られれば、自己負担も高くなるということで、金額を検討していくと300円は妥当ではないかということです。

事務局：補足なのですが、基本的にこの配食、給食サービスの事業は、地域支援事業の枠組みの中で行うものなのですが、地域支援事業の要綱の中に、こういった給食サービスを行う場合、食材や調理費用に関しては自己負担、それ以外のものについては支援するという取り扱いになっておりまして、近隣の事業所の食材料費を除いた額をいろいろ調べますと、300円くらいでしたので、その辺りを参考にしています。

委員：いろいろな事業者が増えている中で、良い形への変更になっていけば良いと思いますが、岩倉市として「健康で明るい緑の文化都市」の「健康で」というところに、すごく影響するところもあります。金額自体は事業所の自由裁量ということで、市は食事自体の内容の確認だとかは今後していくのでしょうか。

事務局：当然、食事の内容等は仕様を決めて、その仕様に合ったものを提供するという形になりますので、そういった確認は必要であると思っています。あとは、今回のこの見直しで、いろいろな食事、食べることに對する楽しみを今まで以上に得られるのかということに重きを置いて、この制度の見直しを考えています。

委員：選べることはすごくプラスになると思います。

事務局：良い物を食べたければ、自己負担は増えますが、選べます。

委員：どのような事業者ですか。市として事業者を決定する。どのような形でも行政が関わらざるべきで、業者だけに任せてしまうのはいかがなものかと思えます。

事務局：先ほど少しお話しましたが、配食サービスの仕様を固めていきますので、その仕様が満たされれば、それはある意味しっかりと提供ができるということで、そういうことを設定しています。この近辺を配食できる業者を中心に調査をしまして、大体6事業所くらい見守りもできるというところがありましたので、そういったところに声をかけながらやっていけたらとイメージしています。

委員：極端な話、320円でおにぎりを作って、20円が本人負担だったら、もらえるならそれでいい、となると健康のためにならないし、市としても補助を出す必要性もいかがなものかと思うので、健康のためという視点で、この300円をうまく活用していただきながら、市民の喜びと健康の両方を追い求める形で実現できたら良いと思います。その基準をしっかりと積み上げていってほしい。

事務局：ちょっと補足になりますが、こちら6事業所のいろいろな弁当を調査しましたが、低カロリーの食事や、病気の方に対応できるような弁当に対応しているところもありますので、いずれはそういったものも選べるようにしていけるようにしたいと思います。

委員：これは配達するだけではなく、入れ物の回収のときも会えますか。業者さんによっては、プラ容器だったりして、自分で入れ物を始末しなければいけないということもあるのでしょうか。当初は、配っていただいたものをまた回収に来てくださるときにお声がけをすると、見守りにもなるということだったと思いますが、たくさんの業者さん、今の6業者さんと言われた場合、例えば中には器は回収に来ない事業所があると、それを食べてい

るか食べていないかもわからないということもあるかもしれないし、置いては行っただけ、電話に出ずに、悪い方に考えるとひよっとしたら倒れているということもあるかもしれない。あとは、自分の持病に合わせてだったり、口腔ケアができていないということもあると思いますが、今、この業者さんを頼んでいるけれど、半年に1回見直すことも可能なのでしょうか。1か月ごとの契約ですか。

事務局：詳細はこれからですが、大体1か月から2か月くらいの間には業者を変えることができるようになるようなイメージをしています。

委員：そういうものがあるとより親切かと思います。嗜好って高齢になると変わるし、自分の体の状態によっても違ってくると思います。

委員長：とても大事なことで、今、いくつかの基本視点として、ひとつは、生活支型給食サービスというのが持つ意味をきちんと踏まえておこう。その場合には、ただ単にお弁当を配るという話ではなくて、ひとり暮らしの方の生活支援や健康維持にも関わってくるわけだから、その人に適切な食事を提供できるかどうかという視点がとても大事ではないか、という話です。そのことを行政が分かって、理解して、そこにきちっとコミットしてくれる業者に委託できるかどうかを市としては考えておかないといけないというご指摘だと思います。そこには、見守りというものがあるから、容器の問題とか、ただ単にお弁当を配れば良いわけではなく、お弁当を届ける時の見守り。そして、本当にきちんと食べていただいているかどうかも含めての見守り。どういう見守り体制を業者はやってくれるだろうか、というチェックもできるような、中身を確認してくださいというご意見だと思います。

委員：社協にお弁当を取りに行き、それを本人宅に持って行って、様子をみて、次の日も届けて、前の日に使ったお弁当容器を持っていくというシステムが20年くらい前はありました。社協に届いているお弁当は私たちボランティアが個人宅に行き、「また来るからね」とあいさつをして、翌日持っていくときに「前のお弁当どうだった」と様子を聞きました。容器は個人で簡単に洗っているから、洗ったものをもらって社協に戻す。そういう流れでやっていました。そのようにやれば、確認しながらできました。20年前ですとそのようにやっていました。

委員長：そのやり方から、メニューの多様化や個人の選択の幅を広げるという方向をここに導入をする。その導入の仕方と、今おっしゃっていた見守りがきちんとマッチングできるかどうかの検討をしていただきたいということだと思います。

事務局：今、見直し案のところに書いてありますが、現在も配食業者さんが訪問したときに不在の場合はシーモスという委託業者のところへ安否確認の連絡がいきます。委託業者は事前に市と連携しており、緊急通報の親族や連絡をして欲しいところのリストがありますので、そこへまた連絡がいきます。そこで安否が確認されれば、入院しているだとか、出かけている等であれば、それで解決するのですが、そこでもどういう事情かわからず安否が確認できない場合は市の方へ再度連絡が入りまして、市の方から連絡してケアマネさんや民生委員さんが現場へ行ったりだとかをして、安否確認をスムーズに行うような連携を取らせていただいています。今年度の4月からこのような体制を取らせていただい

り、スムーズに安否確認を行い、その日のうちに解決ができるような形を取らせていただいています。

委員長：先ほど「スムーズに」という言葉を2回使われたのですが、複雑になるとスムーズにいかない場合があるので、よくよく気を付けてください。何人かがそこに介在するということは、必ずしもスムーズにいかない場合があるので、やっつけやっつけを良く検証していただいて、それが本当にうまくいくか確認をしながらやらないといけないと思います。

委員：置き配を認めるということは、利用者にとって良いのか、配達業者さんにとって良いのかということがあると思います。やはり、季節ってすごく違いがあって、まだまだ暑い時期に置き配をされたとき、16:45の場合は良いけれど、14:00からがOKになってしまって、もし何かあった場合はどうなるのでしょうか。置き配をすると、食中毒があり得ないということはないですね。それは、契約した人が、自分で契約したから、ということでしょうか。

事務局：置き配という仕組み自体は一宮の例を参考にしたのですが、詳細を一宮にも確認をしながら参考にしていきたいと思います。当然、保冷バック等は必要になってくると思います。

委員：結構、保冷箱を置かれている業者さんがあつたりするのだけど、ひとり暮らしの方が何を欲するかというと、便利とか楽が良いとかいろいろ言われると思うのですが、ルールがあり、行政が助成していることを理解してもらうことも必要だと思います。あんまり何でも利用者さんが「こうしたい」「ああしたい」ということを先に取り入れてしまうのは、サービスではないのかと思います。私は最初の平成6年くらいのとき配食をしていました。私が住んでいたのは南の方なのですが、たまたまサービスがなかったもので、わざわざ遠くからやっていました。だから、配食のこともよくわかっているし、それから、いろいろ変わっていく経緯もずっと見ている中で、これを自由にしてしまったら、安否確認というのは、連絡をしてどうのこうのというのがあるのだけど、本当にそれって迅速かな、と思ったりします。業者さんが周っていて、ここがない、あそこがない、とシーモスに連絡されるわけですね。でも、今でも例えば民生委員さんに連絡がくるのはだいぶ後になりますよね。後で探すけど、結果的によくわからないけれど、どこかに行っていて、帰ってきて、すっかり忘れていた、ということもあります。それも当たり前のことです。それがいけないというわけではなくて、それを踏まえた中で、置いてくるということは基本的にはやめて、配食する事業者さんは大変だと思いますが、行政がある程度の補助を出すので、それはルールの中に入れておいて良いのかと思います。

事務局：やはり対面でお渡しをするのが原則で、それでもなんとかならないようなときに限って置き配ということになると思いますので、そんなに置き配が頻繁にあるということは考えられないというか、そういった仕組みではいけないと思います。

委員：人間って、1回置き配で、すっかり忘れていて、食べたとしますよね。でもそれって、今度もなんとなく、持ってきてもらうという拘束がなくなると、どうなんだろうと思います。

事務局：もともと、ひとり暮らし老人の給食サービスというのは、ひとり暮らしならだれでも良いということではなく、要支援1・2があるとか、体調が悪いとか、一定の支援が必要な方に対象を絞っていますから、相談があったときには包括支援センターや市がアセスメントをするという段階を経ています。ですから、当然、意味として、見守り支援というのは必要な部分です。ただ単に弁当を配るだけなら、市のサービスではなくても、どこかの弁当屋さんをお願いしていただけたら良いので、やはり原則としてはきちんと本人にお渡しして、確認、見守りをしていただくということなのですが、本人が忘れてしまうということがときどきあるようです。というのと、本人にも事情があって、どうしてもその時間帯に帰れないという事情があって、事前に業者さんに連絡があれば、そこは調整して、保冷BOX、置き配などもできるような部分もつくっておかないと、事業者さんがなかなか対応しきれない部分があると思います。その辺りはまた開始しながら様子も見ながら改善点があれば、改善していくということも必要かと思います。

委員長：食べるものなので、やはり安全というものをここにきちんと入れ込んでおかないといけない。何か事故が起きてからでは遅いので、おっしゃったように、食べ物を安全に食べていただくというのは、基本原則の中に入れておかないといけないと思います。考え方の中にきちんと入れておかないといけない。

委員：なかなか難しいところで、利用される人の責任というのもどうしても入ってくると思います。実際に今夕食を配っていても、本当は作ってから2時間以内に食べないといけないという状況の中でも、ご飯を取っておいて明日の朝に、ということもあります。置き配もそうですが、やっぱり最後はどうしても利用されている方の責任というところもどうしても絡んでくるので、それに対する注意喚起や安全管理ということは、市はやってくれると思っているけれど、どうしても100%にならない現実があると思います。

委員：すぐに食べずに事故が起きる可能性はありますよね。

委員：そうです。だから、注意喚起は絶えずしていても、どうしても、という部分はあります。置き配でお願いしていても、忘れていて、置いてあって、悪くなったものを食べる可能性もあります。

委員：今でも、個人の家に行ったときに「すぐに食べてね」と皆言っているし、配食の方も言っていると思うけれど、今回このように変わりますよ、と言われ、新しくなるのであれば、意見が反映されるような、利用者の方にも確認をしながら、契約ができるようにしてほしい。

委員：利用者の方にラインがないと、バラバラの受け取り方になるかもしれません。今までは決まった事業者さんで1つか2つだったけれど、今後はその倍くらいとなると、やはりひとつのラインは必要。

委員長：利用する側のガイドラインももう一度見直ししていただいて、安全というのは業者にだけ任せるのではなく、自分の責任でもあるよ、ということも含めて検討いただきたいです。

委員：私が知っている人だと2回に分けて食べている人がいます。

委員長：それは結局自己責任ですよ、という話です。

事務局：大概の近隣はいろいろな業者があり選択制です。岩倉のように現状のようなやり方の方があまり見当たらないです。たいていが選択制で、今、岩倉市が行おうとしている形を取っています。

委員長：そういう先を走っているところの様子を見ていただいて、何が問題なのかももう少し整備していただいて、今日出た意見も含めご検討いただく。今日、この案を認めるとかという話ではなく、これは検討案ですので。よろしいでしょうか。

委員：素案の43頁「①生活支援型給食サービス事業」のことですか。

事務局：そうです。

委員：そうすると、先生がおっしゃっていた、健康保持、安否確認を行うということ。現状74人、76人の利用者です。これはひとり暮らし、見守り登録をしているということは民生委員さんも把握している人たちでしょうか。民生委員さんも知らないのでしょうか。

事務局：ひとり暮らし認定者は、民生委員さんは聞き取りの段階でどの人が配食しているのか、最初のチェックで分かっている場合もあります。

委員：事業名が「ひとり暮らし老人」とありますが、計画はほとんど「高齢者」なので、名称を合わせた方が良いのではないかと思います。ただ、岩倉市高齢者福祉サービス事業一覧をみると、「老人」と使っているのは、老人クラブさんの名前だけなので、「老人」で良いのか、「高齢者」に変えた方が良いのか。手続き上の問題があると思いますが、統一した方が良いと思います。

委員長：多分、サービス名称で両方使っています。いつ決まったかというもので、給食サービスなんかは20年前から使っているものもあるので、まだ「老人」を使っていたりします。その辺りの整備もお願いしておきたいというご意見です。

委員：この利用者数というのは、どういう数字ですか。

事務局：43頁と73頁がありまして、任意事業と総合事業で別れていますので、合わせると140人から150人近くの方が今利用されています。

委員長：いろいろなご意見をいただきましたので、それでご検討いただくということでお願いします。

では、これで(4)までご議論していただきました。第8期計画の素案のパブリックコメントをいただくわけですが、この冊子は今日の23日版で検討しています。最終的にまだまだ文言をいろいろ調整しなければいけないところがありますので、それは委員長扱いということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

3 その他

事務局：次回の推進委員会の日程ですが、2月の中旬を予定していますので、また決まりましたらご連絡したいと思います。

委員長：2月の中旬以降ということで、パブリックコメントがあがってきて、それを整備して、最終的に介護保険料の積算をしていただき、皆さんに承認をいただくのが最後の会議になりますので、ご出席いただければと思います。それでは、ありがとうございました。